

国民健康保険税減免制度について

① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯 に対する減免

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づく税額の減免を適用します。減免の対象世帯については、以下のとおりです。

＜対象世帯＞

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の i ～ iii までの全てに該当する世帯
 - (i) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。
 - (ii) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。
 - (iii) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

■ 根拠

令和4年3月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」

② 国分寺市国民健康保険条例に基づく減免

■ 概要

国民健康保険税は前年の所得により算定するため、所得を得た翌年度に納税する仕組みになっています。以下の一定の事情により、経済状況が悪化し、その利用し得る資産・能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず生活困窮により当該年度分の保険税の納付が難しい場合は、申請により税額の減免を適用することができます。

- (1) 納税義務者が震災、火災、水害などで、その資産に重大な損害を受けた場合
- (2) 納税義務者の死亡又は障害で、収入が皆無又は著しく減少して生活困窮となった場合
- (3) 納税義務者の退職等により、収入が皆無又は著しく減少して生活困窮となった場合
- (4) 納税義務者・同居の扶養家族の疾病・負傷で、収入の減少・医療費負担の増加により、生活困窮となった場合
- (5) その他市長が上記に準ずる理由があると認める場合又は納税義務者が特に生活に困窮していると認められる場合

■ 根拠

国分寺市国民健康保険条例第26条第1項第1号

国分寺市国民健康保険税減免規則